

議案第 77 号

つくば市水道事業設置等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道事業設置等条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例

第 1 条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 市民の公衆衛生の向上並びに都市の健全な発達及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用海域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（法の適用）

第 1 条の 2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域は、つくば市の区域とする。
- (2) 給水人口は、182,300人とする。
- (3) 一日最大給水量は、103,400立方メートルとする。

3 下水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画処理区域は、つくば市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。
- (2) 計画処理人口は、229,869人とする。
- (3) 1日最大計画処理水量は、160,627立方メートルとする。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第4条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第6条並びに第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(つくば市下水道事業特別会計条例の廃止)

2 つくば市下水道事業特別会計条例（昭和62年つくば市条例第50号）は、廃止する。

(つくば市行政組織条例の一部改正)

3 つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

つくば市水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例 (水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 市民に生活用水その他の浄水を供給するため、水道事業を設置する。</p> <p><u>2 市民の公衆衛生の向上並びに都市の健全な発達及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用海域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p><u>(法の適用)</u></p> <p>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条 第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2 水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 給水区域は、つくば市の区域とする。</p> <p>(2) 給水人口は、182,300人とする。</p> <p>(3) 一日最大給水量は、103,400立方メートルとする。</p> <p><u>3 下水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 計画処理区域は、つくば市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。</p> <p>(2) 計画処理人口は、229,869人とする。</p> <p>(3) 1日最大計画処理水量は、160,627立方メートルとする。</p>	<p>つくば市水道事業 _____ 設置等条例 (水道事業 _____ の設置)</p> <p>第1条 市民に生活用水その他の浄水を供給するため、水道事業を設置する。</p> <p><u>2 市民の公衆衛生の向上並びに都市の健全な発達及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用海域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p><u>(法の適用)</u></p> <p>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条 第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 水道事業 _____ は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2 給水区域は、つくば市の区域とする。</u></p> <p><u>3 給水人口は、182,300人とする。</u></p>

(組織)

第3条 法 第7条ただし書の規定により、水道事業及び下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、生活環境部を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 水道事業及び下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000万円以上のもの及び法律上つくば市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第7条 管理者は、水道事業及び下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に

4 一日最大給水量は、103,400立方メートルとする。

（組織）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書の規定により、水道事業_____に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道事業_____の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、生活環境部を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業_____の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業_____の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 水道事業_____の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000万円以上のもの及び法律上つくば市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第7条 管理者は、水道事業_____に関し、法第40条の2第1項の規定に

より、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

附則 (略)

より、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業_____の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

附則 (略)

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略) (分掌事務)</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)—(10) (略)</p> <p>(11) 生活環境部</p> <p><u>ア・イ</u> (略)</p> <p>第4条 (以下略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (分掌事務)</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)—(10) (略)</p> <p>(11) 生活環境部</p> <p><u>ア 公共下水道に關すること。</u></p> <p><u>イ・ウ</u> (略)</p> <p>第4条 (以下略)</p>